

**管理理容師・管理美容師指定講習事業及び
クリーニング師研修等事業に関する
意見募集に対して寄せられた
御意見について**

管理理容師・管理美容師指定講習事業及びクリーニング師研修等事業に関する
意見募集に対して寄せられた御意見について

管理理容師・管理美容師指定講習事業及びクリーニング師研修等事業に関して、平成22年10月27日から平成22年11月3日及び12月3日から16日まで意見募集したところ、62件（管理理容師・管理美容師指定講習事業30件、クリーニング師研修等事業34件）の御意見をいただきました。

管理理容師・管理美容師指定講習事業

| 御意見の概要 | 件数 |
|---|-----|
| 研修を続けてほしい (顧客の安全を守るため、資質向上のため等) | 23件 |
| 内容を見直してほしい。 (時間的、経済的負担を軽減する等) | 8件 |
| 管理理容師・管理美容師指定講習は必要ない。 (免許を更新制にする、免許取得時に知識・技能を求める、必要性を感じない等) | 5件 |
| 受講資格の延長(3年から7年) | 1件 |
| すべての理容師が取得すべきである。 | 1件 |
| 1 現行では、理容師又は美容師免許取得後直ちに開設できるが、 今後は、3年以上理容業務又は美容業務に従事し、管理理容師又は 管理美容師資格認定講習会修了証書の取得後でないと開設でき なくなる。 2 国家試験に合格し、理容師又は美容師免許を取得しても、開設 者になれず、従業員にしかねないため、社会的地位が低くなる のではないかと危惧される。 3 消費者本位のサービスの確保を考えるならば、養成施設での学 習科目に新たに加え、履修させ、国家試験の対象課題とすればこ の点は解決できると思われる。 | 1件 |

計30件

クリーニング師研修等事業

| 御意見の概要 | 件数 |
|--|-----|
| クリーニング師研修、業務従事者講習は必要である。 (クリーニング事故を減らすため、業界全体のレベルアップ、新しい知識・技術に対応するため、消費者保護のため、情報を得るため等) | 22件 |
| 研修、講習内容、体制を見直すべきである。 (重要なことに限定すべき等) | 8件 |
| 未受講者には罰則等を設けるべきである。 | 6件 |
| 業務従事者講習は廃止すべきである。 | 3件 |
| クリーニング師研修制度を廃止すべきである。 (受講率が低い、苦情が減少しない等の理由) | 3件 |
| 免許を更新制にすべきである。 | 2件 |
| 受講者に融資等の優遇制度を設けるべきである。 | 1件 |
| 期間を3年から5年にすべきである。 | 1件 |
| 受講料を下げしてほしい。 | 1件 |

計34件